認定介護福祉士研修認証規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、認定介護福祉士認証・認定機構規則第3条第1項第2号の規定に基づく事業を行うため、認定介護福祉士の認定要件となる研修の認証に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において研修とは、その他名称の如何を問わず介護福祉士が知識の獲得 及び技術を向上させるために受けるものをいう。
- 2 研修認証とは、介護福祉士に対する研修の実施内容及び条件等を評価し、認定介護福祉士の研修認証基準に適合するものを認証することをいう。

第2章 研修認証部会

(研修認証部会)

- 第3条 研修認証に関する事項の審議を行うために、認定介護福祉士・認証機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)に研修認証部会を置く。
- 2 研修認証部会の部会員及び運営については、別に定める。
- 第3章 研修の認証

第1節 認証

(認証申請)

- 第4条 認証を希望する研修実施団体は、認定介護福祉士認証・認定機構(以下「機構」という。)に対し、機構が定める申請書類を提出するとともに、公益社団法人日本介護福祉士会(以下「本会」という。)に対し、運営委員会が定める審査料を支払わなければならない。
- 2 認定介護福祉士研修認証基準(以下、「認証基準」という。)第1条別表1「認定介護 福祉士養成研修カリキュラム」に基づき、機構に認証申請を行うものとする。
- 3 認証申請は、科目単位でも申請できる。ただし、「生活支援・介護過程に関する領域」 及び「自立に向けた介護実践の指導の領域」については、領域単位とする。

(認証の対象)

第5条 各種研修の実施団体は、介護福祉士に対する各種研修について本機構の認証を受

けることができる。

(認証基準)

第6条 認定介護福祉士研修認証の基準は、認証基準による

(審査)

- 第7条 審査は、研修認証部会が、原則として毎年1回以上、認証申請書の審査によって 行う。
- 2 機構は、申請に至る過程で必要な助言、指導等について、随時行うことができるものとする。
- 3 研修認証部会は、審査結果に基づき、研修の認証に関する総括審査報告書を作成し、 運営委員会に報告する。

(認証)

- 第8条 運営委員会は、研修認証部会において基準に適合すると認めた研修の科目又は領域について認証する。
- 2 機構長は、前項により認証した研修について、本会会長及び機構長の連名で認証証を 発行する。
- 3 機構長は、常任理事会に対し、第1項により認証した研修について、前項により認証 証を発行する前に、報告するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 認証時に提出されている申請書類の内容に変更が生じた場合は、研修実施団体は 遅滞なく機構に届け出ることとする。

(認証の有効期間)

第 10 条 認証の有効期間は、認証された研修の開始の日より3年間並びに認証更新の日より3年間とする。ただし、第 17 条の規定により認証を取り消されたときは、認証の有効期間に関わらず、当該認証は、取り消された日をもって終了する。

(同一団体からの別途の申請)

第 11 条 既に認証を受けた研修実施団体が、新たな研修を行う場合には、当該研修に関 して新たに認証申請を行わなければならない。

(研修の他機関への委託)

第 12 条 認証を受けた研修実施団体は、当該研修の開催企画、実施、評価及び修了証の 発行の一部を原則として他の既に認証を受けた研修実施団体に委託することができる。 ただし、申請時に委託について申し出なければならない。

第2節 更新

(更新)

- 第13条 研修の認証は、3年ごとに更新する。
- 2 更新に際しては、研修実施団体より提出された自己評価報告書に基づき評価を行う。

(経費の負担)

第 14 条 研修の認証及び更新申請、事前の助言指導等に関して必要な経費及び認証後の 経費は、別に定める基準に従い、研修実施団体が負担するものとする。

(認証後の遵守事項)

- 第 15 条 認証を受けた研修実施団体は、研修の案内、その他の文書に機構により認証された研修であることを記述しなければならない。
- 2 認証を受けた研修の実施団体は、機構が定める認証にあたっての遵守事項を遵守しなければならない。

(認証の公表)

第 16 条 認証を受けた研修及びその実施団体の名称は、本会のホームページに公表する。

第3節 取消し

(認証の取消)

- 第 17 条 機構長は、次の各号に掲げる事由により、研修認証部会及び運営委員会の審議 を経て、研修の認証を取り消すことができる。
- (1) 研修運営に関して認証申請書記載内容と著しく差異が生じたとき
- (2) 認証基準に著しく違反する事実が確認されたとき
- 2 第1項の規定に基づき研修の認証を取り消した場合は、本会のホームページに公表する。

第4節 不服申立

(不服申立)

- 第 18 条 研修実施団体は、次の各号に掲げる場合は、次の各号の事由が生じた日から 60 日以内に、不服申立をすることができる。
- (1) 認証申請した研修が認証されなかったとき
- (2) 認証が取り消されたとき

(審査手続き)

第19条 不服申立審査手続については、認定介護福祉士研修認証規則施行細則による。

第4章 個人情報保護

(個人情報保護)

第20条 機構は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に管理しなければならない。

第5章 補則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるものの他、研修認証に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、令和4年2月25日から施行する。